

要望に対し一部回答あり



浜田復興大臣(右)へ要望

11月1日発行の「議会だより」でもお知らせしましたが、今夏に開催した町民との意見交換会でいただいたご意見を要望書にとりまとめ、10月8日に全議員16人で関係省庁へ提出し、要望事項の実現を強く求めて来ました。三省庁から回答がありましたので、お知らせします。ただ、その内容は十分に納得できるものではありませんでした。引き続き要望活動を継続します。

また、10月に行政区長会理事会と意見交換をしましたので、その内容をお知らせします。同じく10月に東京電力から福島第一原発の現状と賠償について説明があり、質疑応答がありましたので、その内容もお知らせします。

現在、町では、倒壊家屋の解体、第一工区の本格除染開始、請戸漁港の復旧工事など、少しずつではありますが、復旧・復興に向けて動き出しました。これからも避難住民に対する情報公開の徹底と速やかな対応を、国・県・町・東電に継続して求めて参りますので、今後とも、議会に対し皆様の一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

なお、紙面の都合上、主なものを要約して掲載しました。

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

目次

環境省・厚生労働省からの回答…… P 2	区長会理事会との懇談会…… P 4～P 5
復興庁からの回答…… P 3	東京電力からの説明…… P 6～P 8

厚生労働省からの回答

Q 避難者が以前の生活ができるようになるまで医療費の一部負担金の免除及び保険料等の減免措置を継続すること。

A 平成26年度の取り扱いについては、予算編成過程で検討します。

Q 企業等の健康保険組合によってはすでに窓口負担が生じているので、免除相当分の財政措置を健康保険組合に行い、避難者の格差をなくすこと。

A 健康保険組合に検討を要請しています。

Q 必要な介護・福祉が受けられるよう、人材確保対策、及び施設の再開のために必要な財政措置をすること。

A 平成24年度予算の予備費で、「福祉・介護人材確保緊急支援事業」を創設し、人材の確保を支援しています。また、事業再開に要する経費については、国庫補助により支援しています。

Q 利用者の待機期間の短縮のため、既存施設の増床・新設等に財政支援をすること。

A 平成26年度以降の介護基盤整備のあり方は、今後の予算編成過程において検討していきます。



災害ガレキの分別作業（請戸小）

環境省からの回答

Q 劣化した家屋の解体除染を国の責任で進めること。

A 半壊以上と判定された家屋以外の家屋の取り扱いについては、現地調査等を踏まえて対応を早急に取りまとめます。

Q 除染作業の監視体制の強化、農業用水や飲料水の水源地など（山林、河川等）の除染を実施し、工程表を示せ。

A 元請事業者の責任施工の徹底、監視強化に取り組みます。河川等よりも陸地の除染を優先しますが、水域についてもモニタリングを実施しており、現状把握に努めます。なお、農業用の用排水路、ほだ（きのこの原木）場については除染対象としています。さらに、住居等の近隣については、20mまでを対象としています。効果が期待できる場合には、例外的に必要な対策を実施します。

Q 災害ガレキ及び建設副産物焼却施設の早期建設を。

A 現在、測量等の施設設置に必要な調査の準備を進めています。

Q 汚染水の処理や地下水の検査体制について、正確な情報を提供すること。

A 原発敷地以外での地下水モニタリングについては、約370地点で調査しています。結果は随時公表しています。なお、これまで放射性物質は検出されていません。

Q 長期的な医療保障制度を構築すること。

A 子ども・被災者支援法に基づき、今後専門家のご意見を伺いながら検討します。

Q 全国各地域での検査体制の確立を図ること。

A 甲状腺検査については、県外46都道府県の78の医療機関において受診できる体制です。

復興庁からの回答

Q 本格除染については。

A 事業者が決定し、近く除染作業を開始する予定ですが、平成26年度以降に及ぶ見通しであるため、町と引き続き調整を行い、現行の除染計画の変更を行う予定です。

その他の回答は、環境省からのものと同様です。

Q 「帰還困難区域」及び「居住制限区域」内資産に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の代替資産特例を、「避難指示解除準備区域」にも適用すること。また、減免については、避難先の各自治体で検討するのはなく、制度としての対応をすること。

A 対象区域の設定については、住民の流出を促進しかねないといった課題もあり、慎重に検討を要すべきものと考えます。しかしながら、代替資産のある転出先各市町村の判断により、個別に減免を行っていただくことも可能であり、この旨、総務省から各自治体に対して助言を行っています。なお、当方からも、福島県に対して県内各市町村への働きかけを依頼するなどの対応を行っているところであり、浪江町におかれても、転出先各市町村への働きかけをお願いしたいと思います。

Q 「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」について、復興が完了するまで十分な財政措置を講じること。

A 平成26年度概算要求で、113億円を要求しているところであり、引き続き十分な予算を確保していきます。

Q 防犯・防火対策は。

A 立ち入りゲート付近に、立ち入り車両のチェックができる車番認証カメラの設置について、復興庁と町との間で委託契約を締結しました。

Q 避難者支援を行う受け入れ自治体、民間団体等に対する継続的な財政措置を講ずること。

A 災害救助法により、受け入れ自治体が被災団体に求償することが可能となっています。その他の経費も特別交付税で措置しているところです。また、各地の社会福祉協議会、NPO、ボランティア等の取り組みに対し、予算措置等の継続的な支援を実施しています。

● 町復旧・復興のための第一歩 ●



仮置場の除染（酒田）



倒壊家屋の撤去

区長会理事會 との懇談会

● 月日 10月10日(木)
● 場所 役場二本松事務所
会議室



区長会 学力の低下等についてどう思うか。

議会 仮設住宅に避難していることなどで落ち着いた環境で勉強できないようですが、浪江小・中学校では、少人数の利点を生かせるような取り組みをしています。

区長会 農地の管理等についてどう思うか。

議会 除染をしないと草刈りなどの管理はできませんが、除染のスケジュールが決まらず農地の荒廃が進んでいると認識しています。そのため、除染とは切り離して考えていくべきであると国に訴えています。



荒れ果てた農地

区長会 単に、国等に要望をするだけでなく最後までフォローされたい。

議会 平成23年に実施した屋根のブルーシート掛けは浪江町議会の要望で実現しました。賠償の时效の問題についても、言い続けていかなければなかなか動いてくれません。問題解決を要望しても思うように結論が出ないこともありますので、我々の情報の出し方も工夫したいと思います。

今回の要望の中にも、津波の集団防災移転事業が帰還困難区域に適用されないという問題があり国に指摘しています。このような問題も解決するまで言い続けたいです。

区長会 津波被災者への経済的支援について町に要望されたい。

議会 被災者生活再建支援法の拡充についてこれからも要望を続けていきます。また、町と歩調を合わせて実現するまで要望を続けていきます。

区長会 町民と議会との意見交換会を借上げ・仮設住宅の自治会単位で開催できないか。

議会 先日開催した意見交換会において、議会側から一方的に開催日時を決め開催しても、なかなか人は集まらないとの反省点がありました。今後は仮設・借上げ住宅の自治会と相談しながら日程等を決め、効果的な意見交換会としたいと思います。



仮設住宅での意見交換会

区長会 どのようなまちづくりを考えているのか。

議会 我々が国や東電に求めているのは、町を元どおりにしてほしいということ、これは相当な時間がかかると思います。次の世代に帰る場所を残すことが重要であり、あきらめずに取り組んでいきます。国の支援制度が無くては企業も誘致できません。また、電気料金や税の優遇制度なども要望していきます。

区長会 復興計画をどう評価するか。

議会 第一次復興計画は、中間報告について議会での意見を反映させてから議決しましたので、議会にも責任があります。実際には計画のとおり進んでいないと認識しています。

区長会 復旧・復興の進捗状況等に関する見解は。

議会 一部は復旧されていますが、復興に関しては除染等の遅れもあり、全体的にまだまだ進んでいないと認識しています。今後、計画の見直しについて、議会としても議論していくべきと考えています。

区長会 道路全てを除草できないか。

議会 現在は基幹の町道を優先して作業していますが、住民の安全上必要なことなので要望していきま

区長会 羽附地区からの立入りを認めてほしい。立入り回数を増やせないか。

議会 立入りの回数、ルート等を増やすように国に要望しています。

区長会 住民票の異動による有利、不利等を周知してほしい。

議会 確認して住民に不利益なことがあれば是正を要望します。

区長会 帰還困難区域の立ち入り回数については、

ガラスバツジによる累積線量が低い場合、回数を増やす約束となっているが、その後どうなったか。野生動物の駆除についても要望したい。

議会 累積線量による立ち入り回数の緩和については、現在検討中であり、まだ結論には至っていません。今後も引き続き要望していきます。野生動物については、駆除頭数による支払いではなく、恒常的に手当てが出るよう引き続き要望していきます。

区長会 このままでは、

町が無くなってしまわないかと危惧している住民もいる。不安を払しょくできるようなアピールを、議会が先頭になってできないか。

議会 原発事故以来、

復旧・復興が目に見えて進んでいないことが一番の不安要因だと思います。議会でも例えば、国道114号線沿いに復興拠点となるような施設を整備するよう要望しています。他には、議会を浪江町本庁舎で開催するようなことも模索していきたいと思います。すぐでできるものから、目に見える形で町民に提示できるように取り組んでいきたいと思

区長会 最終処分場が決

まれば、中間貯蔵施設も仮置き場も不要で、全てがうまくいくと思うが。
議会 郡内の議長会でも議論しています。最終処

分場の県外設置については、閣議決定しているだけなので、法整備を要望しています。

区長会 南棚塩のマリン

パーク、北棚塩の原発を予定していた土地に仮設の焼却施設を予定しているのか。

議会 マリンパーク敷地とその北側に建設予定と聞いています。



相馬市・新地町仮設焼却炉

区長会 町道小熊田・宮田線については整備が藤橋地

区で止まっている。これは避難道としても復旧作業用道路としても重要であるので、国道6号まで整備願いたい。

議会 国に要望していきます。

区長会 復興拠点整備に

ついて、幾世橋地区にもシニアホームなどの整備ができないか。

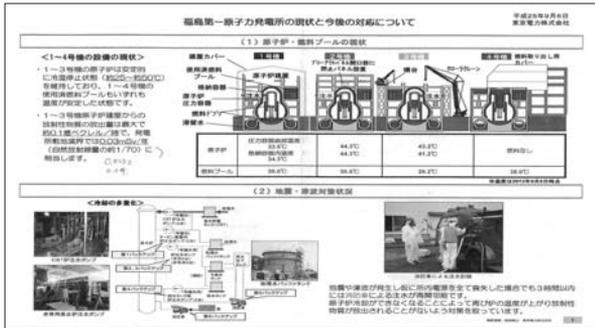
議会 整備計画について、町から中間報告を受けた時点で考えたいと思



福島第一原発の現状と今後の対応、及び損害賠償の状況について、東京電力に説明を求めた。

● 月日 9月6日(金)
● 場所 役場二本松事務所
● 会議室

福島第一原発の現状と今後の対応の質疑



福島第一原発説明資料

質問 凍土による遮水壁は、永久に必要か。

回答 建屋への地下水の侵入を防ぐまでの間は必要となりますが、永久ではありません。

質問 30年続く廃炉作業にかかる技術者・作業員は不足しないのか。

回答 作業ごとに必要人員を算出し、問題ないことを確認しています。ただ、作業の進捗により検討が必要になることもありま

質問 原発敷地内の著しく汚染されたガレキはどうするのか。

回答 ガレキはコンクリートや鉄製のコンテナに入れ、高線量のもものは、コンクリートでできた固体廃棄物貯蔵庫で管理し、その下のランクのものは、覆土式として半地下に保管します。

質問 汚染水が地下水まで到達したとの報道があったが、緊急対策としての地下水バイパスは破綻したのか。

回答 報道された地下水には、地上タンクから漏れ出した汚染水が染み込んで

質問 汚染水対策として、
①海側遮水壁の設置
②陸側遮水壁の設置
③原子炉建屋への地下水流入抑制

質問 汚染水対策として、

この3点で大丈夫か。2年前に経費の問題からこの対策を東電が握りつぶしたと疑っている。現在、他に有効な対策がありながら、同じように握りつぶしているのではないか。

回答 2年前に陸側遮水壁が対策候補として挙げられていたことは事実で

す。その効果と影響を検討した結果、廃炉工事との干渉が多い2年前の時点では、海側遮水壁を採用しました。政府と当社の判断です。

質問 発電所敷地内だけでなく、敷地外の地下水調査が必要ではないか。

回答 廃炉への取り組みとは別に対応することとして、今後相談します。

質問 現在、自然災害に対する対策はどうなっているか。

回答 東日本大震災と同じ規模の地震・津波や竜巻などが発生した場合、建屋は大丈夫ですが、仮設設備が使用不能となる恐れがあります。そのため、電源設備等の主要設備を高台に移すなど、一重、三重のバックアップが取れるよう備えています。

質問 汚染水漏えいで高い線量が公表されているが、人体への影響はどうか。

回答 汚染水からの放射線はほとんどがベータ線ですので、透過力が弱く、距離も飛ばないため、直接触れなければ影響は少ないと考えます。ガンマ線の量は毎時数ミリシーベルト程度です。

質問 港湾内から外洋への汚染水流出防止のため、何か措置しているか。

回答 取水開渠部にシルトフェンスを張っており、浮遊物質に付着しているセシウムはある程度止めることができている。

質問 港湾付近の魚介類の汚染調査はしているか。

回答 県や水産庁と一緒に実施しています。種類によりですが、少しずつ低下傾向にあります。

質問 協力企業に勤める社員が、発電所のこと

東電社員に何か言おうとすると、叱られると聞く。後で会社に迷惑が掛かるからだという。今でも、上下関係の体質が抜けていないのではないか。

回答 以前、それが問題になり体質改善を図ってきたつもりです。実態を確認しながら、今後もしっかり取り組みます。

質問 廃炉行程表を前倒しするとき、問題となるのは資金か、労働力か、技術力か。

回答 現時点では炉内の調査ができていません。高線量対策を含め確認しなければならぬことが山積しています。なお、燃料の発熱量が十分低くなるのは十数年後です。それまでに、ロボットの開発、原子炉の漏水個所の補修や燃料塊の取り出しの準備を進め、その後20年をかけ、燃

料塊の取り出しや建屋の解体等の廃炉作業を進めることとなります。

質問 浪江町内のモニタリングポストの値が、一時上昇したがなぜか。

回答 3号機でのガレキ撤去作業による粉塵の舞い上がり原因と推定されます。

損害賠償の状況の質疑

1. 賠償金お支払い状況

【個人・事業者】 住宅・建物・車庫等		【個人】 家財		【事業者】 備品・機具等		
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
全体	4,950件	899億円	23,200件	1,070億円	4,700件	130億円
浪江町	1,130件	164億円	5,640件	244億円	1,020件	30億円

※事業場さまが所有されている建物については個別・個別資産にて賠償させて頂いております。

【個人】 本賠償（精神的損害等）		【個人】 本賠償（財物賠償）	
金額	総額	金額	総額
全体	7,649億円	全体	8,409億円
浪江町	1,621億円	浪江町	2,027億円

本賠償未請求者（個人）

【個人】 本賠償 未請求者	
人数	人数
全体	8759人
浪江町	931人

※平成25年6月31日時点ですべての請求を完了していません。
※仮払賠償金をご請求後、本賠償をご請求されていない方

損害賠償の説明資料

質問 東電の都合で、簡易請求書を取り寄せるのに2か月もかかると聞いたが、本当か。

回答 以前は標準型として用意していましたが、皆さまからの指摘を踏まえ、最新の請求書については、まとめて請求できるようにしたことや、これまでの請求状況を踏まえ必要な項目に絞り込む等の改善を図っています。簡易請求書の発行に時間を要し、大変申し訳ありません。

質問 宅地・建物の賠償の進み具合は、7300件の請求に対し、1100件の支払いとのことだが、今後の見通しはどうか。

回答 課税情報と登記情報の照合や、所有者の特定等の確認に時間を要しています。福島でも確認作業を実施するなど、確認の時間短縮に努めています。

質問 浪江町原発ADR集団申立てに対し、東電は「個別に事情があり集団的画一的に扱うべきものではない」との理由で門前払いした。これは、原子力損害の賠償に関する法律第18条における、紛争解決センターの設置、和解仲介案の趣旨に違反していると思うがどうか。

回答 ADR手続きが、被害者に対する適正な賠償を早期に実現するためのものであることを十分認識し、仲介委員による和解手続きの迅速な進行に協力し、早期の和解成立を目指すことを基本姿勢としており、今後も誠実に賠償手続きを進めます。

質問 精神的損害について、中間指針で経済的損失増分を含むとされているが、精神的損害と経済的損害は別個に扱うべきではないか。

回答 原子力損害賠償紛争審査会による中間指針

を踏まえ対応しています。ただ、生活に必要な不可欠な家財等につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償しています。

質問 財物賠償が、再調達の価格に至っていないことを認めるか。

回答 紛争審査会の中間指針を踏まえ算定しています。ただ、建物の賠償額算定に用いる係数を一般的な木造住宅で2割程度上積みするなど、被災者に寄り添った賠償を進めてきました。一方で、新規取得が難しいことが、紛争審査会で議論されていると聞いています。中間指針が見直されたときは、その内容を踏まえ適正に対応します。

質問 要介護者への追加賠償を今年6月から対応する予定だったがどうなっているか。早急に概算で払えないか。

回答 対象となる方や期間の確認方法等の検討について、関係自治体と相談しながら、早急に準備をします。

質問 就労不能損害の賠償期間が、来年2月末までとなっているが、その後はどうなるか。

回答 中間指針を踏まえ、公共用地の取得に伴う損失補償基準等も参照しながら、賠償期間を設定しています。来年2月以降については、個別に事情を伺い適切に賠償します。

質問 東電の経営陣は、損害賠償請求権の消滅時効は適用しない（事故から3年以降も賠償請求できる）と言っているが、法的担保を示せるか。

回答 被害者が、時効により適切な賠償を受けられなくなることは、絶対にあってはならないと考えて

います。被害者の心配を払拭できるよう、請求書やダイレクトメールの送付により時効が中断するという考え方を示しています。時効により不利益を受けないよう、真摯に対応します。

質問 田畑の賠償手続きが延期となった。農家にとっては大変なことだが、東電と原子力損害賠償紛争審査会が現実を見ずに机上で議論していることが問題ではないか。

回答 不動産鑑定士に価格の調査を依頼し、賠償の準備を進めてきましたが、一部の地域で調査価格の見直しが必要になりましたので、自治体の意見・要望を取り入れながら、案内開始を3か月延期しました。

質問 永久抹消登録し賠償対象となった車両を、売り払って良いか。または、東電で撤去できないのか。

回答 賠償はしますが、所有権はそのままです。後日、自動車リサイクル法に基づき、所有者が解体の手続きを行ってください。

質問 田畑の営農賠償はいつまでか。帰還困難区域は少なくとも5年間手付かずなので、10年分程度必要ではないか。

回答 逸失利益（期待所得）の賠償期間は平成28年12月末までとなっています。その後については、営農再開した場合に発生した出荷制限や風評被害に係る損害を賠償します。

質問 山林の賠償について、経緯の説明を求めらる。

回答 田畑の賠償開始後に案内します。山林の立木は財物としての性格もあることを考慮し、検討しています。

質問 財物について、全損の場合所有権は東電に移ると思うがどうか。

回答 全損の場合の所有権移転の民法規定は任意規定であり、当事者間で合意があれば所有権は移転しないと理解しています。

質問 財物について、納税はしているが相続登記できないときは、どの様な手続きが必要か。

回答 請求者から二親等以内の相続人全員の同意や他の相続人から請求がないことなどを条件に賠償することができま。個別に事情を伺いながら対応します。

質問 家屋の中が悲惨な状況になっている。どうにかならないか。

回答 弊社の復興推進室で、町からの要請により、動物による被害が激しいときや、高齢者世帯で作

業が困難な場合のお手伝いを始めました。

質問 個別評価をするのと、固定資産評価額・平均新築単価方式に戻れないのか。

回答 固定資産評価額・平均新築単価方式は早期に賠償するため用意したものです。個別評価は実態に即した賠償額となるため、固定資産評価額・平均新築単価方式に変更することはできかねます。

質問 財物の請求後、2か月経過しても何ら連絡が無いと聞くが、どうなっているのか。

回答 財物の権利関係の確認に時間がかかっています。人員を増員して対応しています。